「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

(名称)

第1条 本会は、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検証主体(国土交通省九州地方整備局)による城原川ダム事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

- 第3条 検討の場は、別紙-1で構成される。
 - 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
 - 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う 検討内容の説明を行う。
 - 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)

- 第4条 検討の場は、原則として公開する。
 - 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。 ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適 切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公 開とすることができる。

(事務局)

- 第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。
 - 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月21日から施行する。

別紙一1

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

佐賀県知事

佐賀市長

神埼市長

【検討主体】

九州地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。